

## 養豚経営安定対策事業参加要件 ・ 事業対象頭数確認書

独立行政法人農畜産業振興機構 理事長 殿

前年度に引き続き養豚経営安定対策事業を実施したいので、同事業実施要綱第4の1の(2)の規定に基づき、下記のとおり申込内容を確認し提出します。

- 1 下記に必要事項をご記入ください。  
 記入済みの箇所は内容をご確認ください。訂正のある場合は二重線(=)で訂正の上、訂正印(今回ご使用の印鑑と同一印)を押印ください。

申込年月日	平成 年 月 日	養豚事業者ID			
養豚事業者	フリガナ				印
	申込者の氏名 (生年月日) 又は 法人名				HO
	決算月 ※法人のみ 記入	月末 決算	フリガナ		
	代表者役職名 ※法人のみ 記入	代表者氏名 (生年月日) ※法人のみ 記入			
	住所	(〒 - ) 都道府県 市区町村			
	電話	携帯電話	FAX		
	eメールアドレス	@	経営形態	<input type="checkbox"/> 一貫経営 <input type="checkbox"/> 肥育経営	
申請等事務委託先名				委託先ID	

- 注1: 補てん金の振込確認等で機構から連絡する場合がありますので、保有するすべての連絡先をご記入ください。  
 2: 申込者が法人の場合は、法人として契約する際に使用する印鑑を使用ください。

2 平成〇年度事業対象頭数(同年度販売見込み)をご記入ください。

<b>平成〇年度 事業対象頭数</b>	平成〇年度事業対象頭数の上限 頭				
	(内訳) 複数都道府県に農場を所有している者は、所在都道府県別に事業対象頭数を記入してください。				
①+②+③+④+⑤	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)	(飼養農場都道府県名)
事業対象 頭数の内 訳	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

○左の上限頭数以下で平成〇年度の事業対象頭数をご記入ください。  
 ○平成〇年度に生じた天災、火災、家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第2条の1に定められた家畜伝染病の発生等のやむを得ない事由又は養豚事業者が豚舎を建て替えることにより事業対象頭数を変更した者について、同年度当初に定めた事業対象頭数が記載されています。

母豚数(頭) (平成〇年4月1日現在)

①+②+③+④+⑤	①	②	③	④	⑤
頭	頭	頭	頭	頭	頭

- 注1: 肉豚を肥育し、出荷・販売したものであって、損益が帰属するものに限りません。  
 2: 事業対象頭数分の生産者負担金は、実際の販売頭数に関わらず納付して頂きます。原則、この頭数を事業年度の途中で変更することはできませんのでご注意ください。

⇒ 裏面へ続く

3 確認の上、□に✓(チェック)をご記入ください。

配合飼料価格安定基金の加入状況		
平成○年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
平成○年度における加入状況	<input type="checkbox"/> 加入	<input type="checkbox"/> 未加入
加入基金名	<input type="checkbox"/> 全農基金	平成○年度全契約数量(トン)
	<input type="checkbox"/> 商系基金	
	<input type="checkbox"/> 畜産基金	
平成○年度に加入している場合であって、平成○年度に加入していない場合は、その理由		

下記(耕畜連携 又は エコフィード)のいずれかに取組むよう努めます。

4 確認の上、それぞれの項目であてはまる□に✓(チェック)をご記入ください。

注：事業参加要件は耕畜連携やエコフィードの活用の取組に努めようとする事となっています。

耕畜連携の取組意向
<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
エコフィードの取組意向
有 ( <input type="checkbox"/> 既に取組中 <input type="checkbox"/> 取組予定 ) <input type="checkbox"/> 無

5 確認の上、いずれかの方法を選択し、□に✓(チェック)をご記入ください。

補てん金の交付方法		負担金の納付方法		
一括補てん(従来方式) <input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付(*注4を確認) <input type="checkbox"/>	自動引落 <input type="checkbox"/>
早期補てん(*注1~3を確認) <input type="checkbox"/>	⇒	振込 <input type="checkbox"/>	代行納付(*注4を確認) <input type="checkbox"/>	

注1:補てん金の交付方法は、年度の途中で変更することはできません。

2:早期補てんは、販売確認申出書の早期提出と見込みの補てん金単価の活用により、一括補てんと比べて最大で約1ヵ月補てん金の交付を早期化するものです。補てん金は、まず、見込みの補てん金単価により支払を行い、補てん金単価の確定後、見込みの単価による交付額との差額を支払います。

3:早期補てんを選択した者であっても、販売確認申出書の提出がなかった、生産者負担金の納付(その他負担金含む)や交付申請書の提出等必要な手続の期限が守られなかった場合や、財源が十分でない場合等、早期補てんを行えないことがあります。詳細は、別紙1の「補てん金の早期支払に関する留意事項」をご確認ください。

4:「代行納付」とは、申請等事務委託先が事業参加者に代わって機構に生産者負担金を納付する方法です。

6 確認の上、ご署名押印ください。

参加継続にあたっての確認事項等	
①	別紙2の「個人情報の取扱い」に記載された内容
②	事業参加者は、養豚経営安定対策事業実施要綱の規定に基づき事業を実施し、この要綱の規定に従わなかった場合(虚偽の書類を申請した場合を含む。)には、事業参加の取消しを受けることがあること。
③	事業参加を辞退した場合及び参加の取消しを受けた場合、養豚補てん金を受け取ることができないこと、また、納付後の生産者負担金は返還されないこと。
④	畜産関係法令その他の法令への違反等により公訴を提起された場合、速やかに機構に報告すること。
⑤	申込者又は申込法人の役員等(役員又は団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。 また、暴力団員であることが判明した場合には、既に交付された養豚補てん金を返還すること。
上記について確認し同意しました。	
(署名)	法人名 申込者氏名 又は 代表者役職名 代表者氏名

注:表面と同一の印鑑をご押印ください。

7 提出する添付書類の□に✓(チェック)をご記入ください。

		添付する書類
全ての申込者		<input type="checkbox"/> 環境と調和のとれた農業生産活動規範点検シート(別紙様式第1号-1)の写し <input type="checkbox"/> 配合飼料価格安定基金に加入している場合は、平成○年度における配合飼料の価格差補てんに関する数量契約書の写し <input type="checkbox"/> 肉豚の販売先リスト(別紙様式第1号-2)
預託を行っている場合		<input type="checkbox"/> 預託先リスト(別紙様式第1号-3)
法人の場合	① 前年度申請内容から法人概要に変更がない場合	<input type="checkbox"/> 添付する書類はありません。
	② 前年度申請内容から法人概要に変更がある場合	<input type="checkbox"/> 法人の概要 (別紙様式第1号-4) <input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(商業登記の登記簿謄本)の写し
申請等事務を委託する場合		<input type="checkbox"/> 申請等事務委託の内容(別紙様式第1号-5)
農業協同組合及び農業協同組合連合会の場合		<input type="checkbox"/> 農業協同組合法に定める農業経営規程に基づく農業経営を行っていることを証する書類等

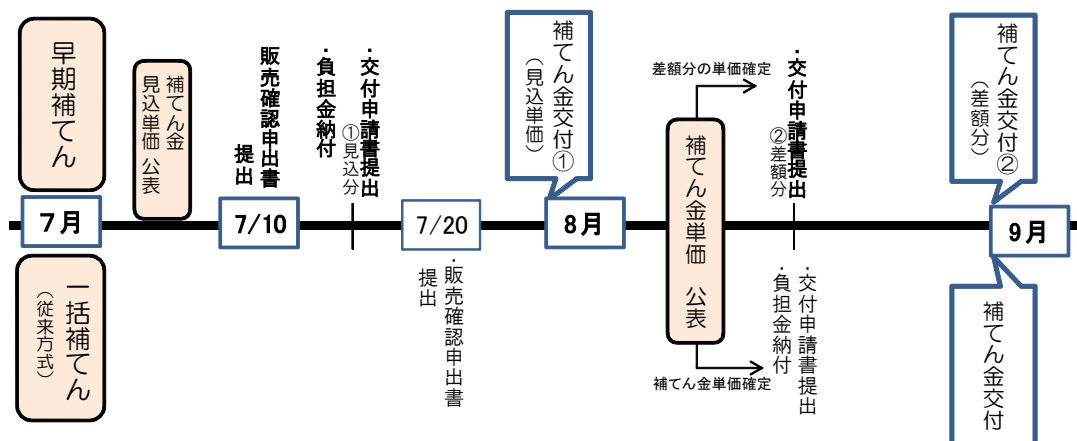
## 補てん金の早期支払（早期補てん）に関する留意事項

養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書又は養豚経営安定対策事業参加申込書の5「補てん金の交付方法」において、早期補てんを選択する場合には、以下をよく確認し、了承した上で選択して下さい。

### ■「早期補てん」とは

補てん金単価が確定する前に、見込単価により早期に補てん金を交付するものです。見込単価と確定した単価との差額は、単価が確定した後に追加で交付します。早期に交付するためには、生産者の方の早期手続が必要となります。

<仮に第1四半期に補てんがある場合のスケジュール（イメージ）>



### \*\*\*\*\* 留意事項 \*\*\*\*\*

- (1) 補てん金の交付方法は、年度途中で変更することはできません。
- (2) 早期補てんの場合、生産者負担金の自動引落は選択できません。
- (3) 補てん金を早期に交付するため、一括補てんと手続の期限や回数が異なります。

	(一括補てん (従来方式))		(早期補てん)
販売確認申出書の提出期日：	翌月20日	→	四半期最終月 翌月10日
生産者負担金の納付期限：	2～3週間	→	1～2週間
生産者負担金の納付方法：	自動引落可	→	自動引落不可
交付申請書の提出期日：	2～3週間	→	1～2週間
交付申請書の提出回数：	1回	→	2回
補てん金の交付回数：	1回	→	2回 ⚠️一括補てんの1回分を 2回に分けて交付します。

- (4) 以下の場合に、早期補てんを行えないことがあります。

- ・販売確認申出書や交付申請書の提出が遅れた場合
- ・生産者負担金（県費補助等によるその他負担金を含む。）の納付が遅れた場合
- ・見込単価水準が低い場合
- ・基金の財源が十分でない場合等は、一括補てん（従来方式）での交付となります。

## 「個人情報の取扱い」

以下の「個人情報の取扱いについて」をよくお読みいただき、養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書又は養豚経営安定対策事業参加申込書の6「参加（継続）にあたっての確認事項等」の署名欄に記名押印下さい。

### 養豚経営安定対策事業の補助金の交付に係る 個人情報の取扱いについて

独立行政法人農畜産業振興機構は、養豚経営安定対策事業の補助金を交付するために、養豚事業者から提出された養豚経営安定対策事業参加要件・事業対象頭数確認書（以下「確認書」という。）、養豚経営安定対策事業参加申込書（以下「事業参加申込書」という。）等に記載された個人情報について関係法令に基づき適正に管理し、本事業の補てん金の交付に係る交付事務及び経営安定に関する業務のために利用します。

また、独立行政法人農畜産業振興機構は、関係法令に基づく提供のほか本事業補助金の交付のため、確認書、事業参加申込書等に記載された内容を参加者の関係する次の関係機関（注）に必要最小限度内において提供又は確認する場合があります。

関係機関 (注)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 農林水産省</li> <li>② 都道府県</li> <li>③ 市町村</li> <li>④ 申請事務等委託先</li> <li>⑤ その他負担金の拠出者</li> <li>⑥ 平成〇年度に機構と契約した連絡調整等業務の委託先</li> </ul>
-------------	--